

豊中市手話通訳者・要約筆記者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4（2）アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」。以下「手話通訳者等」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 事業内容は次のとおりとする。

- (1) 手話通訳者等の派遣に関する業務
- (2) 手話通訳者等の登録に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、豊中市（以下「市」という。）とする。

2 市は事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(手話通訳者等の資格)

第4条 手話通訳者等は、障害者の福祉に理解を有し、次の号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもので、本市に手話通訳者等として登録した者とする。

- (1) 手話通訳士

手話通訳を行うものの知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能検定試験（手話通訳士試験）の合格者

- (2) 手話通訳者

大阪府手話通訳者登録試験に合格し、大阪府に登録している者

- (3) 要約筆記者

大阪府要約筆記者登録試験に合格し、大阪府に登録している者

(4) 前2・3号で規定するものと同等と認められる者

(手話通訳者等の登録)

第5条 豊中市手話通訳者等として登録を希望する者は、豊中市手話通訳者・要約筆記者登録申込書(様式第1号)、豊中市手話通訳者・要約筆記者調書(様式第2号)に、前条各号に掲げる資格を証明する書類を添付して、市長に申し込むものとする。

2 市長は前項の申請書を受理した時は、手話通訳者等として登録の可否を決定し、豊中市手話通訳者・要約筆記者登録決定(却下)通知書(様式第3号)により通知する。

3 豊中市は、前号登録者を豊中市手話通訳者・要約筆記者(奉仕員)派遣事業登録者台帳(様式第4号)に登録する。

(手話通訳者等登録の抹消)

第6条 手話通訳者等は、活動ができなくなった場合、速やかに市長に書面等で申し出るものとする。市長は申出を受けた場合、登録から抹消する。

2 市長は、この要綱の主旨に反し適任でないと判断した手話通訳者等を、登録から抹消することができる。

(派遣の対象者)

第7条 この要綱の対象者は、市内に居住する聴覚障害者等とする。

(派遣の要件)

第8条 派遣の要件は、聴覚障害者等の社会参加に必要と認められるものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 聴覚障害者等の日常生活・社会生活において、手話通訳者等が必要と認められるもの

(2) その他市長が適当と認めるもの

(手話通訳者等の派遣)

第9条 手話通訳者等の派遣は、次の場合に行う。

(1) 聴覚障害者等及びその家族から依頼があった場合

(2) 公的機関及び関係機関等から依頼があった場合

(3) その他市長が適当と認めた場合

(派遣依頼の方法)

第10条 手話通訳者等の派遣を依頼するときは、申込者氏名、連絡先、派遣日時、派遣場所及びその住所・電話番号、通訳内容・理由、待ち合わせ場所及び時間を書面等で、市長に申し込むものとする。

(派遣の決定)

第11条 市長は、前条の派遣依頼を受理した時は、内容を審査のうえ、手話通訳者等の派遣の可否を決定し、手話通訳者等の選定をし、派遣決定を書面等により申込者に通知するものとする。

2 市長は、派遣内容等を書面等により当該手話通訳者等に通知するものとする。

3 原則として手話通訳者及び要約筆記者を派遣するが、手話通訳者及び要約筆記者と同等と認められる手話奉仕員（市町村及び都道府県で実施される手話奉仕員養成研修において「手話奉仕員」として登録された者）及び要約筆記奉仕員（市町村及び都道府県で実施される要約筆記奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者）も当面派遣することができる。

(他自治体に対する手話通訳者等の紹介依頼)

第12条 派遣場所が他自治体内である場合、当該自治体に登録されている手話通訳者等の派遣が必要となった場合、当該自治体の長に対し、当該自治体に登録されている手話通訳者等の紹介を依頼することができる。

2 前項により紹介回答のあった手話通訳者等は、その依頼の範囲内に限り、本市において登録している手話通訳者等として扱うものとする。

3 手続き・活動謝礼金等は、別途調整のうえ対応する。

(手話通訳者等の責務)

第13条 手話通訳者等は、活動を行うに当たっては人権を尊重しなければならない。又、活動を通じて知り得た個人の秘密はこれを守らなければならない。手話通訳者等登録抹消後も同様とする。

(活動の報告)

第14条 手話通訳者等は、活動終了後速やかに活動日時、活動に要した時間、その他伝達事項を、市長に書面等で報告しなければならない。

(謝礼金の支払い)

第15条 市長は、手話通訳者等の活動に対し謝礼金を支払い、謝礼金の額

は、市長が別に定める。

(手話通訳者等の研修)

第16条 市長は、原則として年2回以上の研修会を実施し、手話通訳者等の資質の向上に努めなければならない。又、手話通訳者等はその研修会に年1回以上参加しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。